「広島県警察ワークライフバランス等の推進のための行動計画」の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

※公表日　令和５年７月６日

広島県警察では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、「広島県警察ワークライフバランス等の推進のための行動計画（令和３年度～令和７年度）」（以下「行動計画」という。）を策定し、職員がその能力を最大限に発揮して生き生きと活躍できる職場環境づくりに取り組んでいます。

女性活躍推進法第19条第６項及び次世代育成支援対策推進法第19条第５項の規定に基づき、行動計画の実施状況を公表いたします。

併せて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、広島県警察における女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

《行動計画における目標》

1　全職員が年次有給休暇を９日以上取得する。
2　職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を14日以上とする。
3　育児休業の取得を希望する男性の取得率を100%とし、男性の育児休業取得率10%を目指す。
4　男性の配偶者出産休暇(３日)及び育児参加のための休暇(５日)の合計取得日数５日以上の取得率を100%とする。
5　令和８年４月１日までに女性警察官の割合を12%にする。

※　女性活躍推進法第19条第５項及び次世代育成支援対策推進法第19条第３項に基づく公表

行動計画における取組の実施状況

※　女性活躍推進法第19条第６項及び次世代育成支援対策推進法第19条第５項に基づく公表

《行動計画における目標数値の達成状況》

1　全職員が年次有給休暇を９日以上取得する。

年次有給休暇の取得日数が９日未満の職員数

目標（令和７年）	令和２年（行動計画策定時）	令和３年	令和４年
0%	13.1%	0.2%	0.0%

2　職員一人当たりの年次有給休暇の平均得日数を14日以上とする。

職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数

目標（令和７年）	令和２年（行動計画策定時）	令和３年	令和４年
14日	14.5日	15.5日	16.1日

3　育児休業の取得を希望する男性の取得率を100%とし、男性の育児休業取得率10%を目指す。

男性の育児休業取得率

目標（令和７年度）	令和２年度（行動計画策定時）	令和３年度	令和４年度
10%	1.3%	2.5%	7.6%

4　男性の配偶者出産休暇（３日）及び育児参加のための休暇（５日）の合計取得日数５日以上の取得率（以下「育児関連休暇」という。）を100%とする。

育児関連休暇を５日以上取得した職員の割合

目標（令和７年）	令和２年（行動計画策定時）	令和３年	令和４年
100%	75.0%	86.0%	91.6%

5　令和８年４月１日までに女性警察官の割合を12%にする。

女性警察官の割合

目標（令和8年4月1日）	令和２年（行動計画策定時）	令和３年	令和４年	令和５年
12%超	10.1%	10.3%	10.7%	10.9%

データ基準日：４月１日

《具体的取組状況》

○働き方改革の推進

- **ワークライフバランスに関するアンケートの実施《新規》**
- **ジョブローテーション及び当直当番制の試行《新規》**
- 警部及び課長補佐級昇任者を対象とし、勤務時間管理及びワークライフバランスに関する教養を実施《R3～》
- リモートによる各種会議の実施等、業務の合理化・効率化の推進《R2～》
- 幹部職員対象の会議において業務の合理化等を通じた働き方改革推進への指示
- 一斉定時退庁日（ノー残業デー）を設定（Ｈ６年）し、幹部による声掛け、庁内アナウンス、ＰＣ掲示板や課内におけるポスター表示の実施

○男性の育児参画への取組

- 配偶者が出産予定の男性職員の育児休業及び育児関連休暇の説明及び取得予定を確認する面談シートの改良《R3~》
- 配偶者が出産した職員とその上司に対し、育児関連休暇取得促進のための働きかけを個別に実施《R2～》
- 男性職員の育児参画に向けた教養と意見交換会の実施《R2～》

○育児・介護等両立支援の推進

- **育児休業者サポートルームのオンライン開催《新規》**
- 掲示版や部内広報紙を通じた両立支援制度や支援策の周知及び活用促進に向けた意識啓発《H27年～》
- 育児休業復職前研修の実施《H27年～》
- 育児休業者サポートルームの開設《H28年～》
- 産休・育休を安心して取得できる職場環境作りと組織力強化を目的に、育児等を理由に中途退職した警察官を対象とした再採用制度の運用開始《H29年～》

○女性の活躍推進に向けた取組

- **育児休業中の職員向けの情報配信及び相談窓口としてのメールアドレス「ワラビーメール」の運用開始《新規》**
- 育児休業から復職する女性職員の配偶者を対象とした両立支援等教養の実施《R3～》
- 女性警察官の捜査部門におけるキャリアアップを目的とした「女性警察官キャリアアップ推進制度」の運用《R元年～》
- スキルアップやモチベーションアップを目的とした女性職員対象の研修会や教養の実施《H28年～》
- 昇任試験受験資格の勤務期間から育児休業期間を除算しないこととした。《H28～》

女性の職業選択に資する情報

※　女性活躍推進法第21条基づく公表

《職業生活における機会の提供に関する実績》

1　採用した職員に占める女性職員の割合

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
警察官	19.3%	17.5%	19.4%	14.2%	20.4%
一般職員	57.1%	100%	72.7%	83.3%	78.6%

2　採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
警察官	21.2%	24.4%	25.1%	24.1%	24.9%
一般職員	57.8%	69.3%	71.0%	67.6%	67.1%

3　職員に占める女性職員の割合

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
警察官	9.8%	10.1%	10.3%	10.7%	10.9%
一般職員	50.5%	49.5%	51.3%	51.4%	50.0%
会計年度任用職員	14.7%	15.6%	16.4%	16.5%	16.1%

データ基準日：４月１日

4　管理職に占める女性職員の割合

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
警察官 一般職員	1.3%	1.3%	1.3%	2.5%	2.5%

データ基準日：４月１日

5　機会の提供に資する制度の概要

- セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況
  - 「広島県警察ハラスメント防止対策要綱」の制定
  - ハラスメント対策のための相談窓口の設置
  - ハラスメント相談員等に対する研修の実施
- 特定事業主として実施する教育訓練・研修の概要
  - スキルアップやモチベーションアップを目的とした女性職員対象の研修や教養の実施

《令和４年度　職員の給与の男女の差異の情報公表》

1　全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	79.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.9%
全職員	79.0%

2　「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

⑴　役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	－
本庁課長補佐相当職	91.1%
本庁係長相当職	87.6%

⑵　勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	91.1%
３１～３５年	90.1%
２６～３０年	86.8%
２１～２５年	82.6%
１６～２０年	82.1%
１１～１５年	83.1%
６～１０年	85.9%
１～５年	89.6%

・　児童手当、通勤手当等の非課税又は非課税部分を含む手当は、算出に含まれていません。

・　２（１）役職段階別集計のうち、本庁部局長・次長相当職については、該当する女性職員がいないため、本庁課長相当職については、該当する女性職員が少数であり、当該職員の給与が推測し得るため、割合を算出していません。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

１　男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

⑴　育児休業取得率

●男性

	令和３年度	令和４年度
警察官	2.1%	7.1%
一般職員	20.0%	33.3%
会計年度任用職員	０％	０％

●女性

	令和３年度	令和４年度
警察官	94.7%	100.0%
一般職員	100.0%	100.0%
会計年度任用職員	０％	０％

※　対象年度に育児休業取得が可能となった職員に対する、新たに育児休業を取得した職員の割合であり、出産した年度と育児休業を取得した年度が異なる場合がある。

⑵　取得期間の分布状況（令和４年度）

●男性職員　　警察官　　１年未満　100%
　　一般職員　１年未満　100%

●女性職員

警察官

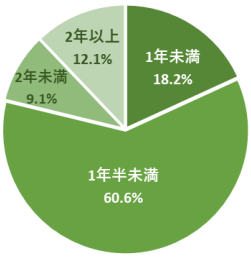

一般職員

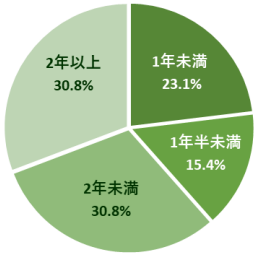

２　男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
取得率	98.0%	98.6%	100%	100%	100%
合計５日以上取得率	35.8%	46.4%	75.0%	86.0%	91.6%
合計平均取得日数	4.7日	5.2日	5.9日	6.5日	6.9日

※　配偶者出産休暇は３日、育児参加休暇は５日取得可能
※　令和４年中に配偶者が出産した男性職員のうち、配偶者出産休暇又は育児参加休暇を取得した男性職員の割合

③　年次有給休暇等の取得状況

職員一人当たりの年次有給休暇の平均

	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
警察官 一般職員	13.2日	12.8日	14.5日	15.5日	16.1日

《本件担当》警務部警務課企画第二係